

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

146

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政傳外(省)
務務
次次 房
臣官官審審長
儀審文会管給

総人電厚計
国資長領移長
参調析
参領旅移

ア 参北東経
参中
参北北
参一
参西東洋
参西東

近ア参書近ア
次総経国万
参實統
参政技二
参衆議院
参政経科
軍社専
参道内外

総番号(TA) 18043
69年 4月28日 21時40分 米 国 主管
69年 4月29日 11時10分 本 省 米局長

外務大臣殿 下田(大) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(アメリカ局長とスナイダー補さ官等との会談)

第1286号 特秘 至急
1。28日午前アメリカ局長は約1時間にわたりスナイダー及びハルパリン両安全保障会議補さ官と会談したところ、その概要次のとおり(アサオばい席)。

トウゴウ局長とスナイダー、ハルパリン両補さ官との会談

昭44。4。28

- 1。日時 4月28日午前10時45分より約1時間
- 2。場所 RM。368 EXECUTIVE OFFICE BLDG
- 3。出席者 先方、スナイダー、ハルパリン
当方 トウゴウ局長、アサオ
- 4。要旨

(1) 先方より米海軍機撃つい事件はオキナワ基地の重要

外務省

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

性を再確認させたものであるが、本事件に対する日本国内の反響を質したのに対し、局長より国会論議を中心にしかるべく説明した後オキナワ問題の討議にはいつた。

(2) 局長より4月26東京においてオズボーン代理大使に手交したオキナワ問題についてのDRAFT POSITION PAPERの概要を説明した。

(3) スナイダーは東京よりの電報にもとづきその概要につき承知しているとして次のとおりの質問及びコメントを行なった。(ハルパリンはその概要を承知しておらず、後記核問題につきコメントしたのみ)。

(イ) 一読した感じでは日本側の立場がこう化したように見える。その意味で米側の一部では本ペーパーの内容におどろくであろう。

(ロ) 戦闘作戦行動につき事前協議を適用することに関連して(i) B-52が南爆に出撃する場合日本政府はこれに同意を与えるのか。(ii) 韓国は日本の安全保障にとつて密接な関連を有しているとの認識を日本国民が持つよう日本政府はけい発ないし説得を行なうべきと考えるがどうか。(iii) 事前協議につき日本側より米側に対し予め同意を与える用意があるのか。

(ハ) 核の持込みにつき。(i) メースBは別として戦術核の平時におけるオキナワでのちよ蔵を認めないとの日本

-2-

外務省

極秘

特

注意

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

側提案を受入れることは極めて困難である。(ii)本土については核ちよ蔵の問題はおきないが、核戦闘作戦行動(NUCLEAR COMBAT OPERATION)の点が問題になる。 (iii)北鮮等がオキナワ基地の核抑止力が減退したと判断し冒険的行動に出ないよう配慮する要がある。

(4)局長より前記(3)に対し次のおり説明した。

(イ)こう化したというよりは日時も切迫したので日本側の従来の立場をまとめたものである。

(ロ) (i) B52の南爆出撃に同意を与えることは現在のふん囲気では極めて難しい。ただし今後の交渉如何によりこの点だけが最後の問題となる如き状況になった場合には検討されるべし。

(ii)飛行機撃つい事件に関する総理の国会答弁は明確に日本政府の立場を述べたものである。

(iii)事前協議につき予め米側に保証を与え得るか否かにつき回答し得る立場にはないが、オキナワ返かんに関連して安保条約及び国連取極を修正するようなことは避けなければならぬということである。

(ハ)平時における核の常時ちよ蔵を認めることはできな

(5)ついて今後のオキナワ返かん交渉の進め方にふれ。

特

注意

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

局長より。

(イ)外相の6月訪米の際、当方のPOSITION PAPERに対する米側の実質的反應をちよう取したいこと

(ロ)7月末ないし8月初めの日米関係会議、9月ごろの外相再訪米のそれぞれの機会に交渉を更につめ、10月中には実質的合意に達し、総理訪米の際の共同声明をも作成し得るようにしておきたいこと、の2点を述べた。

これに対し、スナイダーより前記の考え方は望ましいが、総理訪米の時まで未解決の点が残らざるを得ないのではないかとの懸念の表明があつた。

(6)なお、スナイダーより韓国はオキナワ問題に関心を表明しており、日本側よりオキナワが日本にもどつてきて韓国に安全保障上の懸念はない旨のASSURANCEを韓国に与えることしかるべしとのSUGGESTIONがあり、これに対し局長からわが方の立場を説明して米國がその任に当ることを期待すると応しゆうした。スナイダーは本件につき日本側がせを向けないよう重ねて要望した。

2. 同日午後同局長はフィン部長とオキナワ返かんの核心問題を除く日米関係全般(安保条約、本土の基地、オキナワ防衛、B52、総合労働布令、リウキウ開発公社の

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

移管。旧南洋ぐん島請求権。日米閣僚合同委及びパシフィックケース等諸問題)につき/時間余にわたり意見交換を行なつた。
(前記/。及び2。の議事録空送)。

(3)